



青少年教育センター だより

〒857-0056 佐世保市平瀬町 3 番地 1 Tel 22-0781



寒さが厳しい中、いつも
暖かい声掛けありがとうございます。

令和3年2月号 No.502号

◇青少年教育センターからのお知らせ

国内における新型コロナウイルス感染症拡大防止が叫ばれる中、佐世保市におきましても市内の新型コロナウイルス感染症の患者発生状況に応じたフェーズ（段階）を設定し、12月28日よりフェーズ4（市内感染多発期）に移行され、1月6日には、県の感染段階ステージも「ステージ3」から「ステージ4」に引き上げられ、「特別警戒警報」が発令されました。それに合わせて、当センターからも、補導委員の皆様や地域の方々の健康に配慮し、1月と2月の各地区補導連絡協議会の中止と各地区における補導活動の自粛をお願いしているところです。ご理解のほど、どうぞよろしくお願いいたします。



◇インターネット利用におけるトラブルについて



コロナ禍による不要不急の外出ができないご時世、自宅での過ごし方として、テレビ視聴やインターネット利用を楽しむ時間が増えたご家庭も多いのではないのでしょうか。ただ、インターネット利用に伴うトラブルも増加しています。警察庁生活安全局少年課調べによると、令和元年におけるSNSに起因する事犯の被害者数は全体で2082件、学識別で見ると、そのうち高校生と中学生がそれぞれ1044件と847件で、全体の約9割を占めています。また、10年前の平成22年が全体で

1239件、そのうち高校生と中学生がそれぞれ592件と478件であり、被害者数は約2倍となっています。各地区の補導連絡協議会においても、小中高生において、次のような事例報告がありましたので紹介いたします。

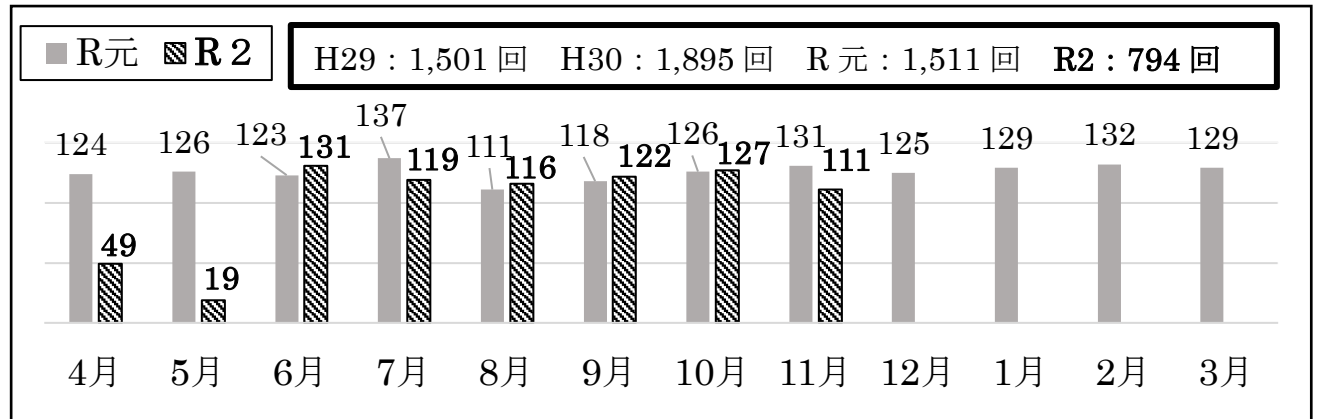
- ・SNS（TikTokやLINEやInstagram）を使って同級生や教師に対する誹謗中傷の書き込みや、不適切な動画を配信してのトラブル
- ・他校生とのオンラインゲームによる動画の中で、他人の動画を配信してのトラブル
- ・オンラインゲームにおいて、高額なゲーム課金が行われたり、また、課金に必要なお金のやりとりをしたりしたことによるトラブル

インターネットで容易に全世界と繋がる時代、便利な反面、使い方次第では事件に発展することもあります。またそれは被害者にも加害者にもなります。ご家庭において今一度インターネットやスマホの利用について振り返ってみてください。

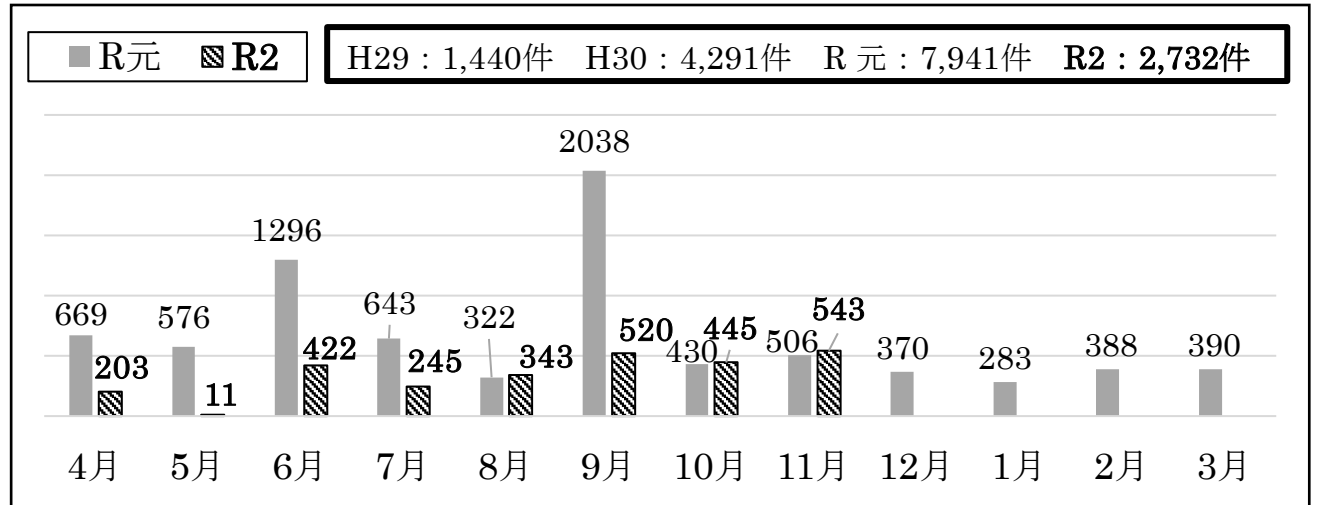


◇青少年非行防止推進事業報告

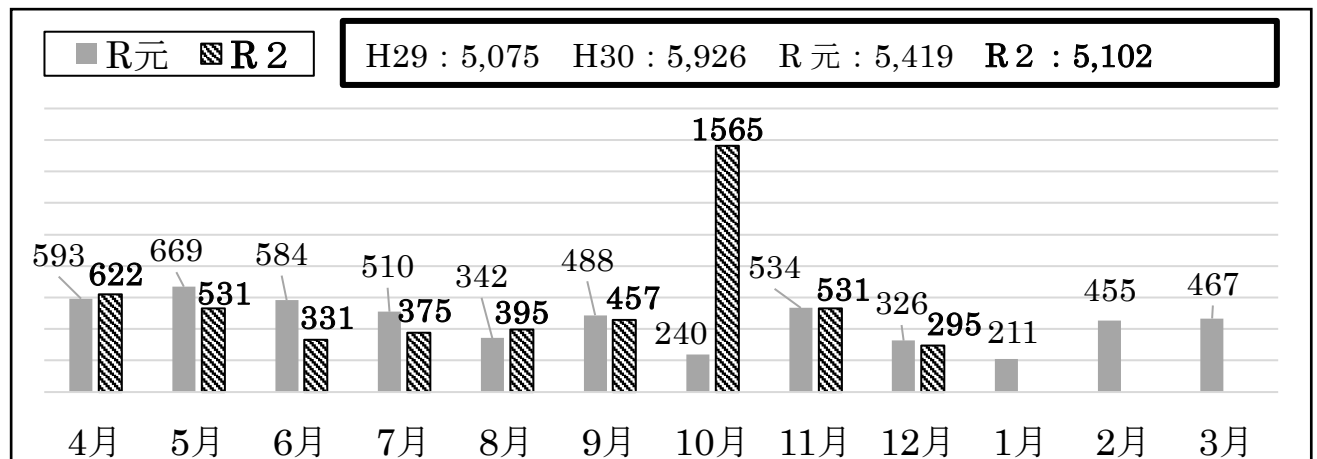
1、補導実施回数 ※R 2. 11 月末現在



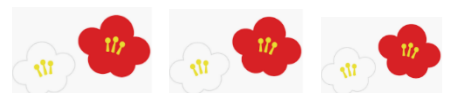
2、補導状況（愛のひと声を含む） ※R 2. 11 月末現在



3、月別の白ポストによる有害図書回収数 ※R 2. 12 月末現在



◇3月の地区別補導委員連絡協議会



地区名	開催日	地区名	開催日	地区名	開催日
早岐	4日	清水	2日	大野	2日
日宇	4日	光海・愛宕	1日	吉井・世知原	4日（世）
福石・山澄	2日	相浦	2日	小佐々	4日
祇園	2日	中里	1日	江迎・鹿町	2日

